

議第 8 号

令和 7 年度三条市一般会計補正予算

令和 7 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,094,045 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 61,575,251 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 8,200,784	千円 894,336	千円 9,095,120
	1 国庫負担金	5,275,476	46,012	5,321,488
	2 国庫補助金	2,900,005	848,324	3,748,329
16 県支出金		3,308,455	5,283	3,313,738
	1 県負担金	2,082,518	4,792	2,087,310
	2 県補助金	1,058,172	491	1,058,663
18 寄附金		2,695,702	1,695,129	4,390,831
	1 寄附金	2,695,702	1,695,129	4,390,831
19 繰入金		6,664,155	448,697	7,112,852
	1 特別会計繰入金	59,516	941	60,457
	2 基金繰入金	6,604,639	447,756	7,052,395
22 市債		4,399,160	1,050,600	5,449,760
	1 市債	4,399,160	1,050,600	5,449,760
歳 入 合 計		57,481,206	4,094,045	61,575,251

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 10,249,822	千円 1,961,426	千円 12,211,248
	1 総務管理費	9,432,640	1,953,121	11,385,761
	3 戸籍住民基本台帳費	201,568	8,305	209,873
3 民生費		17,700,293	151,919	17,852,212
	1 社会福祉費	7,742,677	27,604	7,770,281
	2 児童福祉費	8,923,755	98,746	9,022,501
	3 生活保護費	1,030,218	25,569	1,055,787
4 衛生費		3,898,120	278,254	4,176,374
	1 保健衛生費	2,174,513	278,254	2,452,767
	2 清掃費	1,723,607		1,723,607
6 農林水産業費		950,491	47,167	997,658
	1 農業費	894,416	47,167	941,583
8 土木費		6,852,578	1,390,803	8,243,381
	2 道路橋梁費	3,148,611	1,065,803	4,214,414
	4 都市計画費	2,591,282	325,000	2,916,282
9 消防費		1,696,264	57,620	1,753,884
	1 消防費	1,696,264	57,620	1,753,884
10 教育費		6,082,649	206,856	6,289,505
	1 教育総務費	1,181,048	50,100	1,231,148
	7 保健体育費	1,611,176	156,756	1,767,932
歳 出 合 計		57,481,206	4,094,045	61,575,251

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民費 基本台帳費	戸籍附票システム等改修事業	千円 8,305
4 衛生費	1 保健衛生費	三条地域水道用水供給企業団出資金	334,174
6 農林水産業費	1 農業費	県事業費負担金	47,167
7 商工費	1 商工費	伝統的地場産業振興事業	3,066
8 土木費	2 道路橋梁費	街灯整備事業	186
		道路維持事業	123,450
		道路改良事業	985,784
		橋梁維持事業	86,817
		消雪施設整備事業	369,222
		交通安全施設整備事業	7,000
	3 河川費	河川整備事業	7,000
		水害対策事業	7,000
	4 都市計画費	田島曲渕線道路改築事業	469,500
9 消防費	1 消防費	災害対策事業	68,290
		地域防災力強化事業	7,549
10 教育費	7 保健体育費	社会体育施設整備事業	294,568

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

番 号	事 項	期 間	限 度 額
1	県央土地開発公社が工業流通団地造成事業資金として借入れする資金については、その借入先に対し債務保証することができる。	令和8年度	千円 3,195,396

2 変 更

番 号	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1	市民球場スコアボード改修事業	令和8年度	千円 249,150	令和8年度	千円 92,394

第4表 地方債補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
上水道事業 出 資 費	千円 381,100	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融通条件 により、銀行 その他の場合 には、その債 権者と協定す るものによる。 ただし、財 政その他の都 合により、据 置期間中であ っても繰上償 還をし、償還 期限を短縮し、又は低利 債に借換えす ることができる。	千円 648,800	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融通条件 により、銀行 その他の場合 には、その債 権者と協定す るものによる。 ただし、財 政その他の都 合により、据 置期間中であ っても繰上償 還をし、償還 期限を短縮し、又は低利 債に借換えす ることができる。
県事業費 負担金費	9,000				56,000			
市道整備費 事業費	836,200				1,331,300			
都市計画費 事業費	227,500				390,000			
体育施設 整備事業費	244,200				322,500			

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	8,200,784	894,336	9,095,120
16 県支出金	3,308,455	5,283	3,313,738
18 寄附金	2,695,702	1,695,129	4,390,831
19 繰入金	6,664,155	448,697	7,112,852
22 市債	4,399,160	1,050,600	5,449,760
歳入合計	57,481,206	4,094,045	61,575,251

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	10,249,822	1,961,426	12,211,248
3 民生費	17,700,293	151,919	17,852,212
4 衛生費	3,898,120	278,254	4,176,374
6 農林水産業費	950,491	47,167	997,658
8 土木費	6,852,578	1,390,803	8,243,381
9 消防費	1,696,264	57,620	1,753,884
10 教育費	6,082,649	206,856	6,289,505
歳 出 合 計	57,481,206	4,094,045	61,575,251

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
8,305		1,645,661	307,460
51,295			100,624
	267,700	5	10,549
	47,000		167
732,831	657,600	204	168
28,810		100	28,710
78,378	78,300	50,100	78
899,619	1,050,600	1,696,070	447,756

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金（補正額 894,336千円：補正後の額 9,095,120千円）

1 項 国庫負担金（補正額 46,012千円：補正後の額 5,321,488千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 民生費国庫負担金	5,270,968	46,012	5,316,980
計	5,275,476	46,012	5,321,488

1 5 款 国庫支出金（補正額 894,336千円：補正後の額 9,095,120千円）

2 項 国庫補助金（補正額 848,324千円：補正後の額 3,748,329千円）

1 総務費国庫補助金	720,547	37,115	757,662
4 土木費国庫補助金	981,130	732,831	1,713,961
6 教育費国庫補助金	296,475	78,378	374,853
計	2,900,005	848,324	3,748,329

1 6 款 県支出金（補正額 5,283千円：補正後の額 3,313,738千円）

1 項 県負担金（補正額 4,792千円：補正後の額 2,087,310千円）

2 民生費県負担金	1,923,300	4,792	1,928,092
計	2,082,518	4,792	2,087,310

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	千円 46,012	子どものための教育・保育給付交付金	千円 46,012

1 総務管理費補助金	28,810	地域未来交付金	28,810
2 戸籍住民基本台帳費補助金	8,305	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	8,305
1 道路橋梁費補助金	570,331	社会資本整備総合交付金	570,331
2 都市計画費補助金	162,500	社会資本整備総合交付金	162,500
2 社会教育費補助金	78,378	社会資本整備総合交付金	78,378

1 社会福祉費負担金	△12,999	保険基盤安定等負担金	△12,999
2 児童福祉費負担金	17,791	子どものための教育・保育給付交付金	17,791

15款 国庫支出金 16款 県支出金

1 6 款 県支出金（補正額 5,283千円：補正後の額 3,313,738千円）

2 項 県補助金（補正額 491千円：補正後の額 1,058,663千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 民生費県補助金	504,977	491	505,468
計	1,058,172	491	1,058,663

1 8 款 寄附金（補正額 1,695,129千円：補正後の額 4,390,831千円）

1 項 寄附金（補正額 1,695,129千円：補正後の額 4,390,831千円）

1 総務費寄附金	2,685,849	1,594,720	4,280,569
3 土木費寄附金	4,652	204	4,856
4 教育費寄附金	1,389	50,100	51,489
6 消防費寄附金	1,000	100	1,100
7 衛生費寄附金	701	5	706
8 農林水産業費寄附金	0	50,000	50,000
計	2,695,702	1,695,129	4,390,831

1 9 款 繰入金（補正額 448,697千円：補正後の額 7,112,852千円）

1 項 特別会計繰入金（補正額 941千円：補正後の額 60,457千円）

2 水道事業会計繰入金	7,498	941	8,439
計	59,516	941	60,457

1 9 款 繰入金（補正額 448,697千円：補正後の額 7,112,852千円）

2 項 基金繰入金（補正額 447,756千円：補正後の額 7,052,395千円）

1 財政調整基金繰入金	6,272,001	447,756	6,719,757
-------------	-----------	---------	-----------

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費補助金	千円 491	施設型給付費地方単独費用補助金 千円 491

1 総務費寄附金	1,594,720	ふるさと三条応援寄附金 1,594,720
1 土木費寄附金	204	街灯整備寄附金 公園施設運営寄附金 186 18
1 教育費寄附金	50,100	諸橋轍次博士奨学基金寄附金 50,100
1 消防費寄附金	100	災害対策寄附金 100
1 衛生費寄附金	5	清掃費寄附金 5
1 農林水産業費寄附金	50,000	農業振興寄附金 50,000

1 水道事業会計繰入金	941	水道事業会計繰入金 941

1 財政調整基金繰入金	447,756	財政調整基金繰入金 447,756
-------------	---------	----------------------

1 6 款 県支出金 1 8 款 寄附金 1 9 款 繰入金

1 9 款 繰入金（補正額 448,697千円：補正後の額 7,112,852千円）

2 項 基金繰入金（補正額 447,756千円：補正後の額 7,052,395千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
計	6,604,639	447,756	7,052,395

2 2 款 市債（補正額 1,050,600千円：補正後の額 5,449,760千円）

1 項 市債（補正額 1,050,600千円：補正後の額 5,449,760千円）

3 衛生債	381,100	267,700	648,800
4 農林水産業債	20,300	47,000	67,300
6 土木債	1,258,300	657,600	1,915,900
8 教育債	1,836,300	78,300	1,914,600
計	4,399,160	1,050,600	5,449,760

節		説明
区 分	金 額	
	千円	千円

1 保健衛生債	267,700	上水道事業出資費充当債	267,700
1 農業債	47,000	県事業費負担金費充当債	47,000
1 道路橋梁債	495,100	市道整備事業費充当債	495,100
3 都市計画債	162,500	都市計画事業費充当債	162,500
5 保健体育債	78,300	体育施設整備事業費充当債	78,300

1 9 款 繰入金 2 2 款 市債

3 歳 出

2 款 総務費（補正額 1,961,426千円：補正後の額 12,211,248千円）

1 項 総務管理費（補正額 1,953,121千円：補正後の額 11,385,761千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 1,687,097	千円 214,528	千円 1,901,625	千円	千円	千円 繰入金 941 941	千円 213,587
5 財政調整基金費	2,695,015	1,644,720	4,339,735			1,644,720 寄附金 1,644,720	
6 高等教育機関費	570,296	2,708	573,004				2,708
13 市債管理基金費		91,165	91,165				91,165
計	9,432,640	1,953,121	11,385,761			1,645,661	307,460

2 款 総務費（補正額 1,961,426千円：補正後の額 12,211,248千円）

3 項 戸籍住民基本台帳費（補正額 8,305千円：補正後の額 209,873千円）

1 戸籍住民基本台帳費	201,568	8,305	209,873	8,305 国庫支出金 8,305			
計	201,568	8,305	209,873	8,305			

3 款 民生費（補正額 151,919千円：補正後の額 17,852,212千円）

1 項 社会福祉費（補正額 27,604千円：補正後の額 7,770,281千円）

3 障がい者福祉費	2,803,190	44,936	2,848,126				44,936
4 老人福祉費	3,450,430	△17,332	3,433,098	△12,999 県支出金 △12,999			△4,333
計	7,742,677	27,604	7,770,281	△12,999			40,603

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 214,528	010 職員人件費（人事課）…………… 3 退職手当	千円 214,528 214,528
24 積立金	1,644,720	010 財政調整基金費（財務課）…………… 24 財政調整基金積立金	1,644,720 1,644,720
18 負担金、補助 及び交付金	2,708	010 三条市立大学運営費（行政課）…………… 18 三条市立大学授業料等減免事業補助金	2,708 2,708
24 積立金	91,165	010 市債管理基金費（財務課）…………… 24 市債管理基金積立金	91,165 91,165

12 委託料	8,305	020 戸籍住民基本台帳費（市民窓口課）…………… 12 業務システム開発等委託料	8,305 8,305

22 償還金、利子 及び割引料	44,936	020 障がい者自立支援給付費（福祉課）…………… 22 償還金 070 障がい者自立支援給付費（子育て支援課）…………… 22 償還金	43,979 43,979 957 957
27 繰出金	△17,332	170 後期高齢者医療事業費（健康づくり課）…………… 27 後期高齢者医療特別会計繰出金	△17,332 △17,332

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費（補正額 151,919千円：補正後の額 17,852,212千円）

2 項 児童福祉費（補正額 98,746千円：補正後の額 9,022,501千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 935,179	千円 14,090	千円 949,269	千円	千円	千円	千円 14,090
2 母子父子福祉費	367,230	3,058	370,288				3,058
4 特定教育・保育施設費	5,157,173	81,598	5,238,771	64,294 国庫支出金 46,012 県支出金 18,282			17,304
計	8,923,755	98,746	9,022,501	64,294			34,452

3 款 民生費（補正額 151,919千円：補正後の額 17,852,212千円）

3 項 生活保護費（補正額 25,569千円：補正後の額 1,055,787千円）

1 生活保護総務費	75,688	25,569	101,257				25,569
計	1,030,218	25,569	1,055,787				25,569

4 款 衛生費（補正額 278,254千円：補正後の額 4,176,374千円）

1 項 保健衛生費（補正額 278,254千円：補正後の額 2,452,767千円）

1 保健衛生総務費	564,465	361	564,826				361
2 予防費	380,351	8,089	388,440				8,089
3 母子保健費	507,382	2,062	509,444				2,062
5 環境衛生費	576,747	267,742	844,489		267,700		42

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
22 償還金、利子及び割引料	14,090	020 総合サポートシステム事業費（子育て支援課）……………	171
		22 償還金	171
		090 障がい児通所支援給付費（子育て支援課）……………	8,426
		22 償還金	8,426
		100 一般経費（子育て支援課）……………	5,493
		22 償還金	5,493
22 償還金、利子及び割引料	3,058	020 ひとり親福祉費（子育て支援課）……………	3,058
		22 償還金	3,058
12 委託料	70,967	050 私立保育園運営費（子育て支援課）……………	39,560
		12 私立保育園運営委託料	70,967
19 扶助費	10,631	19 地域型保育事業施設型給付費	△31,407
		070 認定こども園運営費（子育て支援課）……………	42,038
		19 認定こども園施設型給付費	42,038

22 償還金、利子及び割引料	25,569	020 一般経費（福祉課）……………	25,569
		22 償還金	25,569

22 償還金、利子及び割引料	361	100 一般経費（子育て支援課）……………	361
		22 償還金	361
22 償還金、利子及び割引料	8,089	010 予防接種事業費（健康づくり課）……………	8,089
		22 償還金	8,089
19 扶助費	2,062	090 総合的不妊対策推進事業費（子育て支援課）……………	2,062
		19 不妊治療費助成費	2,062
23 投資及び出資金	267,742	110 三条地域水道用水供給企業団費（環境課）……………	267,742
		23 三条地域水道用水供給企業団出資金	267,742

3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費（補正額 278,254千円：補正後の額 4,176,374千円）

1 項 保健衛生費（補正額 278,254千円：補正後の額 2,452,767千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
					市債 267,700		
計	2,174,513	278,254	2,452,767		267,700		10,554

4 款 衛生費（補正額 278,254千円：補正後の額 4,176,374千円）

2 項 清掃費（補正額 0千円：補正後の額 1,723,607千円）

2 塵芥処理費	1,384,087		1,384,087			寄附金 5 5	△5
計	1,723,607		1,723,607			5	△5

6 款 農林水産業費（補正額 47,167千円：補正後の額 997,658千円）

1 項 農業費（補正額 47,167千円：補正後の額 941,583千円）

4 農地費	122,424	47,167	169,591		47,000 市債 47,000		167
計	894,416	47,167	941,583		47,000		167

8 款 土木費（補正額 1,390,803千円：補正後の額 8,243,381千円）

2 項 道路橋梁費（補正額 1,065,803千円：補正後の額 4,214,414千円）

1 道路橋梁総務費	76,880	186	77,066			寄附金 186 186	
2 道路維持費	614,393	110,950	725,343	55,475 国庫支出金 55,475	55,400 市債 55,400		75
3 道路新設改良費	817,001	538,028	1,355,029	269,014 国庫支出金	269,000 市債		14

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

		財源更正

18 負担金、補助 及び交付金	47,167	020 県事業費負担金（農林課）…………… 47,167 18 県事業費負担金 47,167

14 工事請負費	186	030 街灯整備事業費（建設課）…………… 186 14 工事請負費 186
14 工事請負費	110,950	010 道路維持費（建設課）…………… 110,950 14 工事請負費 110,950
12 委託料	248,000	020 道路改良事業費（建設課）…………… 538,028 12 地質調査委託料 25,000

4 款 衛生費 6 款 農林水産業費 8 款 土木費

8 款 土木費（補正額 1,390,803千円：補正後の額 8,243,381千円）

2 項 道路橋梁費（補正額 1,065,803千円：補正後の額 4,214,414千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				269,014	269,000		
4 橋梁維持費	88,782	82,817	171,599	45,549 国庫支出金 45,549	37,200 市債 37,200		68
6 雪害防除費	1,490,160	333,822	1,823,982	200,293 国庫支出金 200,293	133,500 市債 133,500		29
計	3,148,611	1,065,803	4,214,414	570,331	495,100	186	186

8 款 土木費（補正額 1,390,803千円：補正後の額 8,243,381千円）

4 項 都市計画費（補正額 325,000千円：補正後の額 2,916,282千円）

2 街路事業費	515,966	325,000	840,966	162,500 国庫支出金 162,500	162,500 市債 162,500		
3 公園費	71,965		71,965			18 寄附金 18	△18
計	2,591,282	325,000	2,916,282	162,500	162,500	18	△18

9 款 消防費（補正額 57,620千円：補正後の額 1,753,884千円）

1 項 消防費（補正額 57,620千円：補正後の額 1,753,884千円）

5 災害対策費	80,837	57,620	138,457	28,810 国庫支出金 28,810		100 寄附金 100	28,710
---------	--------	--------	---------	---------------------------	--	-------------------	--------

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
13 使用料及び賃借料	1,000	12 測量設計委託料	188,000
		12 用地測量委託料	15,000
		12 遺跡発掘調査業務等委託料	20,000
14 工事請負費	288,028	13 土地借上料	1,000
		14 工事請負費	288,028
16 公有財産購入費	1,000	16 土地購入費	1,000
12 委託料	16,000	010 橋梁維持費（建設課）	82,817
		12 実施設計委託料	16,000
14 工事請負費	66,817	14 工事請負費	66,817
14 工事請負費	333,822	040 消雪施設整備費（建設課）	333,822
		14 工事請負費	333,822

12 委託料	10,000	010 田島曲渕線道路改築事業費（建設課）	325,000
		12 測量設計委託料	10,000
13 使用料及び賃借料	2,500	13 土地借上料	2,500
		14 工事請負費	312,500
14 工事請負費	312,500		
		財源更正	

10 需用費	19,800	010 災害対策事業費（行政課）	57,620
		10 消耗品費	19,800
17 備品購入費	37,820	17 庁用器具費	32,420

8 款 土木費 9 款 消防費

9 款 消防費（補正額 57,620千円：補正後の額 1,753,884千円）
1 項 消防費（補正額 57,620千円：補正後の額 1,753,884千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,696,264	57,620	1,753,884	28,810		100	28,710

1 0 款 教育費（補正額 206,856千円：補正後の額 6,289,505千円）
1 項 教育総務費（補正額 50,100千円：補正後の額 1,231,148千円）

2 事務局費	642,309	50,100	692,409			50,100 寄附金 50,100	
計	1,181,048	50,100	1,231,148			50,100	

1 0 款 教育費（補正額 206,856千円：補正後の額 6,289,505千円）
7 項 保健体育費（補正額 156,756千円：補正後の額 1,767,932千円）

3 体育施設費	813,109	156,756	969,865	78,378 国庫支出金 78,378	78,300 市債 78,300		78
計	1,611,176	156,756	1,767,932	78,378	78,300		78

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		17 自動車購入費 5,400

24 積立金	50,100	050 一般経費（教育総務課）…………… 50,100 24 諸橋轍次博士奨学基金積立金 50,100

14 工事請負費	156,756	010 社会体育施設費（健康づくり課）…………… 156,756 14 工事請負費 156,756

令和 7 年度三条市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 7 年度三条市の後期高齢者医療特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 13,514 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,520,823 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,158,744	千円 30,846	千円 1,189,590
	1 後期高齢者医療保険料	1,158,744	30,846	1,189,590
3 繰入金		338,372	△17,332	321,040
	1 一般会計繰入金	338,372	△17,332	321,040
歳 入 合 計		1,507,309	13,514	1,520,823

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 1,480,298	千円 13,514	千円 1,493,812
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,480,298	13,514	1,493,812
歳 出 合 計		1,507,309	13,514	1,520,823

後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	1,158,744	30,846	1,189,590
3 繰入金	338,372	△17,332	321,040
歳入合計	1,507,309	13,514	1,520,823

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,480,298	13,514	1,493,812
歳 出 合 計	1,507,309	13,514	1,520,823

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		13, 514	
		13, 514	

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料（補正額 30,846千円：補正後の額 1,189,590千円）

1 項 後期高齢者医療保険料（補正額 30,846千円：補正後の額 1,189,590千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料	千円 1,158,744	千円 30,846	千円 1,189,590
計	1,158,744	30,846	1,189,590

3 款 繰入金（補正額 △17,332千円：補正後の額 321,040千円）

1 項 一般会計繰入金（補正額 △17,332千円：補正後の額 321,040千円）

1 一般会計繰入金	338,372	△17,332	321,040
計	338,372	△17,332	321,040

節		説	明
区 分	金 額		
1 特別徴収保険料	千円 16,345	現年度分	千円 16,345
2 普通徴収保険料	14,501	現年度分	14,501

2 保険基盤安定繰入金	△17,332	保険基盤安定繰入金	△17,332

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金（補正額 13,514千円：補正後の額 1,493,812千円）

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金（補正額 13,514千円：補正後の額 1,493,812千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	千円 1,480,298	千円 13,514	千円 1,493,812	千円	千円	千円 13,514 後期高齢者 医療保険料 30,846 繰入金 △17,332	千円
計	1,480,298	13,514	1,493,812			13,514	

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 13,514	010 後期高齢者医療広域連合納付金（健康づくり課）…………… 18 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 13,514 13,514

後期高齢者医療特別会計

令和 7 年度三条市介護保険事業特別会計補正予算

令和 7 年度三条市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,816 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,937,634 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 2 日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		千円 1,789,613	千円 7,816	千円 1,797,429
	2 基金繰入金	185,756	7,816	193,572
歳 入 合 計		10,929,818	7,816	10,937,634

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		千円 9,837,036	千円	千円 9,837,036
	1 介護サービス等諸費	8,938,632		8,938,632
4 地域支援事業費		539,639	7,816	547,455
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	396,016	7,816	403,832
歳 出 合 計		10,929,818	7,816	10,937,634

介護保険事業特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 繰入金	1,789,613	7,816	1,797,429
歳入合計	10,929,818	7,816	10,937,634

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 保険給付費	9,837,036		9,837,036
4 地域支援事業費	539,639	7,816	547,455
歳 出 合 計	10,929,818	7,816	10,937,634

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
		7,816	△7,816
			7,816
		7,816	

2 歳 入

7 款 繰入金（補正額 7,816千円：補正後の額 1,797,429千円）

2 項 基金繰入金（補正額 7,816千円：補正後の額 193,572千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 185,756	千円 7,816	千円 193,572
計	185,756	7,816	193,572

節		説	明
区 分	金 額		
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 7,816	介護給付費準備基金繰入金	千円 7,816

3 歳 出

2 款 保険給付費（補正額 0千円：補正後の額 9,837,036千円）

1 項 介護サービス等諸費（補正額 0千円：補正後の額 8,938,632千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 居宅介護サービス給付費	千円 2,947,456	千円	千円 2,947,456	千円	千円	千円 繰入金 7,816 7,816	千円 △7,816
計	8,938,632		8,938,632			7,816	△7,816

4 款 地域支援事業費（補正額 7,816千円：補正後の額 547,455千円）

1 項 介護予防・生活支援サービス事業費（補正額 7,816千円：補正後の額 403,832千円）

1 介護予防・生活支援サービス事業費	348,203	7,816	356,019				7,816
計	396,016	7,816	403,832				7,816

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	財源更正

18 負担金、補助 及び交付金	7,816	020 介護予防・生活支援サービス事業費（高齢介護課）…………… 7,816 18 介護予防・生活支援サービス事業支給費 7,816

三条市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により三条市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

議第 11 号参考

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜粋）

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により笠堀辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

総 合 整 備 計 画 書

三条市 笠堀辺地

(辺地の人口266人、面積3.40km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する字の名称

三条市 笠堀・大谷地・名下・栗山・塩野渚

(2) 地域の中心の位置

三条市大谷地371番地

(3) 辺地度点数

112点

2 公共施設等の整備計画

令和6年度から令和8年度まで

(単位：千円)

番号	施 設 名	事業 主体	事業費 ①	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源 ②	一般財源 ①－②	
1	市道中谷線舗装補修事業	三条市	85,800	0	85,800	85,800
2	中谷浄化センター機能強化事業	三条市	259,070	115,000	144,070	65,500
3	小型動力ポンプ配備事業（名下）	三条市	2,576	0	2,576	2,500
4	〔市道西平線道路改良事業〕	〔三条市〕	〔3,000〕	〔0〕	〔3,000〕	〔3,000〕
5	〔名下スクールバス整備事業〕	〔三条市〕	〔22,898〕	〔3,900〕	〔18,998〕	〔18,900〕
合 計			〔373,344〕 347,446	〔118,900〕 115,000	〔254,444〕 232,446	〔175,700〕 153,800

※〔 〕は、新たに追加する公共施設等（事業）及び変更後の額を表す。

議第 12 号参考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（抜粋）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により中浦辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

総 合 整 備 計 画 書

三条市 中浦辺地

(辺地の人口321人、面積4.80km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する字の名称

三条市 牛ヶ首・落合・中浦・新屋・上谷地・蝶名林・鹿熊

(2) 地域の中心の位置

三条市牛ヶ首300番地4

(3) 辺地度点数

112点

2 公共施設等の整備計画

令和7年度から令和9年度まで

(単位：千円)

番号	施 設 名	事業 主体	事業費 ①	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源 ②	一般財源 ①－②	
1	経営体育成基盤整備事業（新屋）	新潟県	[1,400] 1,100	0	[1,400] 1,100	[1,400] 1,100
2	橋梁長寿命化修繕事業（堰下橋）	三条市	2,000	0	2,000	2,000
3	橋梁長寿命化修繕事業（外沢橋）	三条市	[11,500] 11,000	5,500	[6,000] 5,500	[6,000] 5,500
4	中浦ヒメサユリ森林公園リニューアル事業	三条市	[12,507] 2,151	0	[12,507] 2,151	[12,400] 2,100
合 計			[27,407] 16,251	5,500	[21,907] 10,751	[21,800] 10,700

※[]は、変更後の額を表す。

議第 13 号参考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（抜粋）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

議第 14 号

三条市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

三条市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心

身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第

3 項に規定する額をいう。次項において同じ。) の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前 3 項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第 2 項及び第 3 項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第 3 項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言そ

の他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）、地域型保育事業者（同条第5項に規定する地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（同条第11項に規定する乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13

において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援

の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定める特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による

情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 前4項の規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各

号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 15 号

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年三条市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「487,000円」を「499,000円」に、「424,000円」を「436,000円」に、「390,000円」を「401,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 15 号参考

三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

（議員報酬）

第2条 三条市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 月額 487,000円

副議長 月額 424,000円

議員 月額 390,000円

議第 16 号

三条市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

三条市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三条市特別職の職員の給与に関する条例（平成17年三条市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「981,000円」を「990,000円」に改め、同表副市長の項中「756,000円」を「763,000円」に改め、同表教育長の項中「640,000円」を「646,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 16 号参考

三条市特別職の職員の給与に関する条例（抜粋）

別表（第3条関係）

職名	給料月額
市長	981,000円
副市長	756,000円
教育長	640,000円

議第 17 号

三条市国民健康保険税条例の一部改正について

三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三条市国民健康保険税条例（平成17年三条市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（新潟県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の6.42」を「100分の6.18」に改める。

第4条中「2万2,500円」を「2万1,700円」に改める。

第5条第1号中「18,300円」を「16,500円」に改め、同条第2号中「9,150円」を「8,250円」に改め、同条第3号中「13,725円」を「12,375円」に改める。

第7条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第7条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に、100分の0.24を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,600円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第21条第1項第1号ア中「15,750円」を「15,190円」に改め、同号イ(ア)中「12,810円」を「11,550円」に改め、同号イ(イ)中「6,405円」を「5,775円」に改め、同号イ(ウ)中「9,608円」を「8,663円」に改め、同項第2号ア中「11,250円」を「10,850円」に改め、同号イ(ア)中「9,150円」を「8,250円」に改め、同号イ(イ)中「4,575円」を「4,125円」に改め、同号イ(ウ)中「6,863円」を「6,188円」に改め、同項第3号ア中「4,500円」を「4,340円」に改め、同号イ(ア)中「3,660円」を「3,300円」に改め、同号イ(イ)中「1,830円」を「1,650円」に改め、同号イ(ウ)中「2,745円」を「2,475円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,375円」を「3,255円」に改め、同号イ中「5,625円」を「5,425円」に改め、同号ウ中「9,000円」を「8,680円」に改め、同号エ中「11,250円」を「10,850円」に改める。

附則第7項、附則第8項、附則第10項から附則第15項まで、附則第17項及び附則第18項中「第6条」の次に「、第7条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三条市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 17 号参考

三条市国民健康保険税条例（抜粋）

（課税額）

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、新潟県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、100分の6.42を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について2万2,500円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ

当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第5条の4及び第21条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第5条の4及び第21条第1項において同じ。）以外の世帯 18,300円

- (2) 特定世帯 9,150円

- (3) 特定継続世帯 13,725円

（国民健康保険税の減額）

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得

税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 15,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,810円

（イ）特定世帯 6,405円

（ウ）特定継続世帯 9,608円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,150円

（イ）特定世帯 4,575円

（ウ）特定継続世帯 6,863円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,660円

（イ）特定世帯 1,830円

（ウ）特定継続世帯 2,745円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後

の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3,375円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 5,625円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 9,000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,250円

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額

（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得

金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるの

は「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の

特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第6条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

議第 18 号

三条市立保育所条例の一部改正について

三条市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市立保育所条例の一部を改正する条例

三条市立保育所条例（平成17年三条市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（保育等費用）」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第56条第3項」を「第56条第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、保育所で子ども・子育て支援法第7条第11項に規定する乳児等通園支援の提供を受けた乳児又は幼児の保護者から、提供を受けた時間1時間につき300円を徴収する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 18 号参考

三条市立保育所条例（抜粋）

（保育費用）

第4条

- 2 法第56条第3項の規定により市長が徴収する費用の額は、規則で定める。
- 3 市長は、前2項の費用（以下「費用」という。）を納入すべき者が当該費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、費用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

議第 19 号

三条市介護保険条例の一部改正について

三条市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市介護保険条例の一部を改正する条例

三条市介護保険条例（平成17年三条市条例第108号）の一部を次のように改正する。

附則に次の5項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

- 16 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から附則第19項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条の表（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当

該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 17 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条の表（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 18 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第11条の表（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同表第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金

額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

- 19 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の

規定による市民税の賦課期日において本市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、

地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

20 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第11条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 20 号

三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部改正について

三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める

条例の一部を改正する条例

三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成25年三条市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第153条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 20 号参考

三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める

条例（抜粋）

（従業者の員数）

第153条

- 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に、指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

議第 21 号

三条市農業集落排水施設条例等の一部改正について

三条市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例

(三条市農業集落排水施設条例の一部改正)

第1条 三条市農業集落排水施設条例(平成17年三条市条例第165号)の一部を次のように改正する。

別表第1 帯織地区農業集落排水施設の項を削る。

(三条市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第2条 三条市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例(平成17年三条市条例第166号)の一部を次のように改正する。

別表栄処理区の項中

「	
を	・ 福多地区 農業集落排水施設
	・ 帯織地区 農業集落排水施設
	・ 大潟地区 農業集落排水施設
	・ 川通地区 農業集落排水施設
	」
	」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 21 号参考

三条市農業集落排水施設条例（抜粋）

別表第 1（第 3 条関係）

名称	処理区域	処理施設の名称	処理施設の位置
帯織地区農業集落排水施設	戸口・前谷内・帯織・ 山王の各一部	帯織浄化センター	三条市帯織572番地 1

三条市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例（抜粋）

別表（第 3 条関係）

農業集落排水受益者分担金の額

処理区	農業集落排水施設の名称	分担金の額	分担金算定基準
栄処理 区	・ 福多地区	300,000円	単位分担金額
	農業集落排水施設	400,000円	(1) 住宅及び住宅で事務所・店舗その他これらに類する用に供する建物等
	・ 帯織地区		排水人口20人未満の事業所及びこれに類する用に供する建物等
	農業集落排水施設		1 戸当たり 300,000円
	・ 大潟地区		(2) 排水人口20人以上の事業所及びこれに類する用に供する建物等
	農業集落排水施設		1 戸当たり 400,000円
	・ 川通地区		ただし、供用開始の告示後に公共ますを設置する場合は、上記金額にそれぞれ100,000円を加えた額とする。
	農業集落排水施設		

議第 22 号

三条市立学校設置条例の一部改正について

三条市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市立学校設置条例の一部を改正する条例

三条市立学校設置条例（平成17年三条市条例第169号）の一部を次のように改正する。

別表第1 長沢小学校の項から飯田小学校の項までを削り、同表に次のように加える。

（仮称）しただの郷学園統合小学校	三条市飯田1000番地 1
------------------	---------------

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

議第 22 号参考

三条市立学校設置条例（抜粋）

別表第 1 （第 1 条関係）

名称	位置
長沢小学校	三条市笹岡579番地
笹岡小学校	三条市中野原329番地
大浦小学校	三条市上大浦666番地
森町小学校	三条市庭月85番地
飯田小学校	三条市飯田1000番地 1

議第 23 号

三条市諸橋轍次博士奨学金条例の一部改正について

三条市諸橋轍次博士奨学金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市諸橋轍次博士奨学金条例の一部を改正する条例

三条市諸橋轍次博士奨学金条例（令和５年三条市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第11条第４号を次のように改める。

(4) 特定医療施設等 次に掲げる県央医療圏に所在する施設等をいう。

ア 次に掲げる法律に基づき事業を行うことを認められている医療施設等のうち、法令等の規定により、その運営に当たって看護職員を置くことが義務又は努力義務とされているもの

(ア)医療法

(イ)介護保険法（平成９年法律第123号）

(ウ)老人福祉法（昭和38年法律第133号）

(エ)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

(オ)学校教育法

(カ)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

(キ)児童福祉法（昭和22年法律第164号）

イ 市町村

第19条第２項中「ときは」の次に「、第２号の要件を継続して満たしている期間に応じ」を加え、同項第２号中「５年以上継続して従事し」を「従事し、５年継続し」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

(2) 看護職員の免許を取得後、継続して、又は直ちに本市に住民登録していること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三条市諸橋轍次博士奨学金条例第19条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に看護職員奨学金の貸与の決定を受けた者について適用し、同日前に貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

議第 23 号参考

三条市諸橋轍次博士奨学金条例（抜粋）

（定義）

第11条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（4）特定医療施設等 次に掲げる県央医療圏に所在する施設等をいう。

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所

イ 医療法第7条第1項の規定による許可を受けた病院

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設

エ 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院

オ 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行う事業所

カ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

キ 市町村

（看護職員奨学金の返還免除）

第19条

2 市長は、奨学生であった者が次に掲げる全ての要件を満たしたときは、看護職員奨学金の返還未済額の返還を免除することができる。

（2）看護職員の免許を取得後、直ちに特定医療施設等において当該免許を生かした業務として市長が認めるものに5年以上継続して従事していること。

議第 24 号

三条市立学校施設設備使用条例の一部改正について

三条市立学校施設設備使用条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市立学校施設設備使用条例の一部を改正する条例

三条市立学校施設設備使用条例（平成17年三条市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「市長が必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除する」を「特別の事由があると認めるときは、後納させる」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表の2の表を次のように改める。

2 冷暖房施設及び夜間照明施設

冷暖房施設

区分		使用時間30分当たりの使用料	
		全面	半面
体育館	アリーナの床面積が840平方メートル以上であるもの	800円	400円
	アリーナの床面積が840平方メートル未満であるもの	500円	250円

備考 使用時間には、準備及び原状に回復するために要する時間を含むものとし、当該使用時間数に30分に満たない端数時間があるときは、30分とみなしてこの表を適用する。

夜間照明施設

区分		点灯時間30分当たりの使用料
嵐南小学校	第一グラウンド	800円

第一中学校	第三グラウンド	1,100円
	第四グラウンド	700円
第二中学校		1,200円
栄中学校		600円
下田中学校		900円

備考 点灯時間には、準備及び原状に回復するために要する時間を含むものとし、当該点灯時間数に30分に満たない端数時間があるときは、30分とみなしてこの表を適用する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

三条市立学校施設設備使用条例（抜粋）

（使用料）

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、社会体育の普及振興のため、教育委員会が別に規則で定める使用については、使用料は徴収しないものとする。

別表（第5条関係）

2 夜間照明施設

区分		点灯時間30分当たりの使用料
嵐南小学校	第一グラウンド	800円
第一中学校	第三グラウンド	1,100円
	第四グラウンド	700円
第二中学校		1,200円
栄中学校		600円
下田中学校		900円

備考 点灯時間には、準備及び原状に回復するために要する時間を含むものとし、当該点灯時間数に30分に満たない端数時間があるときは、30分とみなしてこの表を適用する。

議第 25 号

三条市水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

三条市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(三条市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 三条市水道事業の設置等に関する条例（平成17年三条市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(三条市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 三条市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年三条市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(三条市監査委員条例の一部改正)

第3条 三条市監査委員条例（平成17年三条市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改め、同条第2項中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議第 25 号参考

三条市水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

三条市下水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

三条市監査委員条例（抜粋）

（職員の賠償責任に対する監査又は審査）

第8条 法第243条の2の8第3項の規定により市長から監査の要求があったときは、監査委員は、7日以内に監査に着手しなければならない。

2 法第243条の2の8第8項の規定による意見を求められたときは、監査委員は、30日以内にこれを審査し、意見を付して市長に回付しなければならない。

議第 26 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道路線を次のように認定する。

令和8年3月2日提出

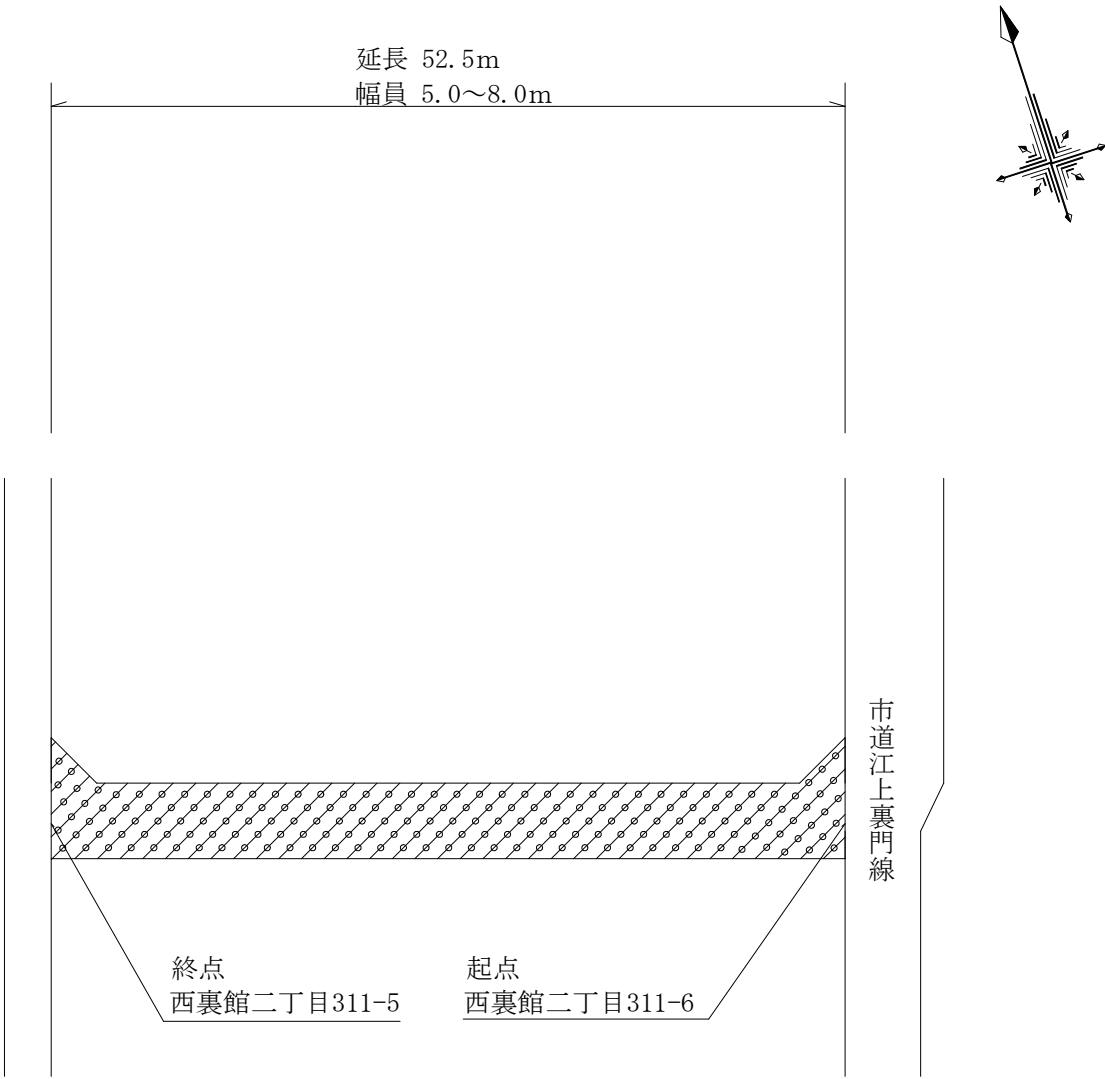
三条市長 滝 沢 亮

記

認定路線

路線番号	路 線 名	起 点	延長 m	幅員 m	添付図
		終 点			
嵐北533	西裏館533号線	西裏館二丁目311-6	52.5	5.0～8.0	1
		西裏館二丁目311-5			

添付図 1 市道西裏館533号線



凡 例

市道路線に 認定する区間

凡 例

舗装済区間

議第 27 号

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、長岡市及び三条市の間において平成29年3月30日に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定

平成29年3月30日付けで長岡市（以下「甲」という。）と三条市（以下「乙」という。）との間に締結した長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和8年6月1日から適用する。

別表運動施設の表長岡市の項中

「		
長岡市悠久山野球場	長岡市悠久町400番地	を
」		
「		
長岡市悠久山野球場	長岡市悠久町400番地	に改める。
長岡市悠久山屋根付多目的コート	長岡市悠久町336番地	
」		

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

議第 27 号参考

長岡市及び三条市における公の施設の相互利用に関する協定（抜粋）

別表（第2条関係）

運動施設

団体名	施 設 名	所 在 地
長岡市	長岡市市民体育館	長岡市学校町1丁目2番1号
	長岡市南部体育館	長岡市曲新町564番地3
	長岡市北部体育館	長岡市東蔵王2丁目2番72号
	長岡市悠久山野球場	長岡市悠久町400番地
	長岡市宮陸上競技場	長岡市緑町1丁目5番地1
	長岡市信濃川河川公園	長岡市向島町字柳島2102番地2
	長岡市信濃川南部運動公園	長岡市三俵野町374番地2地先
	長岡市信濃川右岸運動公園	長岡市中島1丁目248番地3地先
	長岡市スポーツ広場	長岡市槇山町2179番地
	長岡市宮東山テニス場	長岡市栖吉町3300番地
	長岡市宮希望が丘テニス場	長岡市西津町2150番地1
	長岡市希望が丘プール	長岡市西津町2156番地1
	長岡市みしま体育館	長岡市三島中条1434番地
	長岡市新産体育館	長岡市新産2丁目1番地9
	長岡市ニュータウン運動公園	長岡市陽光台5丁目3番地
	長岡市中之島体育館	長岡市中之島3807番地3
	長岡市中之島北体育館	長岡市中之島中条丁302番地1
	長岡市信濃リバーサイドパーク野外活動施設	長岡市中之島中条丁299番地1

	長岡市中之島野球場 長岡市越路体育館 長岡市越路河川公園 長岡市成出運動広場 長岡市浦体育館 長岡市三島体育センター 長岡市三島運動広場 長岡市三島野球場 長岡市山古志体育館 長岡市山古志運動広場 長岡市おぐに運動公園 長岡市栃尾体育館 長岡市与板体育館 長岡市与板スポーツ広場 長岡市和島野球場 長岡市寺泊スポーツセンター 長岡市寺泊海浜公園 長岡市大河津地区運動広場 長岡市郷本地区運動広場 長岡市川口運動公園	長岡市中之島中条丁432番地 4 長岡市来迎寺甲885番地 長岡市浦6280番地 長岡市不動沢2219番地 1 長岡市浦4802番地 3 長岡市吉崎526番地 長岡市吉崎28番地 長岡市蓮花寺260番地 1 長岡市山古志竹沢甲2837番地 1 長岡市山古志種芋原2519番地子 長岡市小国町新町646番地 1 長岡市中央公園 1 番34号 長岡市与板町与板乙2430番地 1 長岡市与板町与板乙2495番地 1 長岡市島崎5386番地 長岡市寺泊烏帽子平1977番地 8 長岡市寺泊磯町9768番地 9 長岡市寺泊求草970番地 長岡市寺泊郷本361番地 長岡市川口中山2447番地 1
三条市	三条市厚生福祉会館 大崎山公園テニスコート 六ノ町河川緑地テニスコート 三条市総合運動公園	三条市旭町二丁目 6 番11号 三条市東大崎4024番地 2 三条市本町六丁目15番10号 三条市月岡四丁目36番 1 号

三条市民プール	三条市南四日町四丁目 8 番40号
三条市体育文化会館	三条市荒町二丁目 1 番 3 号
三条市栄体育館	三条市新堀2113番地
三条市大面体育館	三条市北潟 1 番地
三条市下田体育館	三条市笹岡77番地
ウェルネスしただ	三条市飯田1029番地 1
三条市グリーンスポーツセンター	三条市柳沢1572番地
三条市塚野目野球場	三条市塚野目2350番地
三条市栄野球場	三条市岡野新田528番地
三条市下田野球場	三条市曲谷25番地 1
三条市直江テニスコート	三条市直江町四丁目2023番

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド
施設組合の公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第2項の規定に基づき、三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の間において令和元年12月20日に締結した三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互利用に関する協定の一部を次のとおり変更する。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設
組合の公の施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定

令和元年12月20日付けで三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕
総合グラウンド施設組合（以下「関係市町村等」という。）との間に締結した三条市、燕市、
加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互
利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和８年４月１日から適用す
る。

別表燕市の部中

「				
	燕市体育センター	燕市大曲3015番地	を	
」				
「				
	燕市燕体育センター	燕市大曲3015番地	に、	
」				
「				
	つばくろ運動広場	燕市横田13686番地	を	
	スポーツランド燕	燕市小牧837番地 1		
」				
「				
	燕市つばくろ運動広場	燕市横田13686番地	に、	
	燕市スポーツランド燕	燕市小牧837番地 1		
」				
「				
	サンスポーツランド分水	燕市分水あけぼの 1 丁目 1 番地67	を	
」				
「				
	燕市サンスポーツランド分水	燕市分水あけぼの 1 丁目 1 番地67	に、	
」				

燕市立図書館	燕市白山町 1 丁目 2 番10号	を
燕市立燕図書館	燕市白山町 1 丁目 2 番10号	に改める。

この協定の締結を証するため、本書 6 通を作成し、関係市町村等がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

議第 28 号参考

三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設
組合の公の施設の相互利用に関する協定（抜粋）

別表（第2条関係）

団体名	施 設 名	所 在 地
三条市	三条市厚生福祉会館	三条市旭町二丁目6番11号
	大崎山公園テニスコート	三条市東大崎4024番地2
	六ノ町河川緑地テニスコート	三条市本町六丁目15番10号
	三条市総合運動公園	三条市月岡四丁目36番1号
	三条市民プール	三条市南四日町四丁目8番40号
	三条市栄体育館	三条市新堀2113番地
	三条市大面体育館	三条市北潟1番地
	三条市下田体育館	三条市笹岡77番地
	ウェルネスしただ	三条市飯田1029番地1
	三条市グリーンスポーツセンター	三条市柳沢1572番地
	三条市塚野目野球場	三条市塚野目2350番地
	三条市栄野球場	三条市岡野新田528番地
	三条市下田野球場	三条市曲谷25番地1
	三条市直江テニスコート	三条市直江町四丁目2023番
	三条市体育文化会館	三条市荒町二丁目1番3号
	三条市総合福祉センター多目的ホール	三条市東本成寺2番1号
	三条市中央公民館	三条市元町13番1号
	三条市三条東公民館	三条市興野一丁目13番70号

	三条市立図書館	三条市元町11番 6 号
	三条市立図書館栄分館	三条市新堀1311番地
	三条市立図書館下田分館	三条市荻堀1144番地 1
	三条市立図書館嵐南公民館分室	三条市南四日町二丁目10番 3 号
	三条市立図書館漢学の里分室	三条市庭月 434番地 1
	三条市歴史民俗産業資料館別館	三条市元町 1 番 6 号
燕市	燕市体育センター	燕市大曲3015番地
	燕市スポーツパーク	燕市南 7 丁目 9 番40号
	つばくろ運動広場	燕市横田13686番地
	スポーツランド燕	燕市小牧837番地 1
	燕市吉田トレーニングセンター	燕市吉田本所153番地 1
	燕市吉田総合体育館	燕市吉田本所176番地 1
	燕市吉田総合グラウンド	燕市吉田本所169番地 1
	燕市吉田第 1 野球場	燕市吉田本所193番地 1
	燕市吉田第 2 野球場	燕市吉田本所190番地 1
	燕市吉田テニスコート	燕市吉田本所188番地 1
	燕市分水総合体育館	燕市分水向陽 1 番 2 号
	燕市分水テニスコート	燕市分水向陽 1 番 4 号
	サンスポーツランド分水	燕市分水あけぼの 1 丁目 1 番地67
	燕市分水多目的屋内運動場	燕市分水あけぼの 1 丁目 1 番地70
	燕市文化会館	燕市水道町 1 丁目 3 番28号
	燕市燕勤労者総合福祉センター	燕市大曲3015番地
	燕市吉田産業会館	燕市吉田東栄町14番12号

	燕市中央公民館	燕市水道町1丁目3番28号
	燕市吉田公民館	燕市吉田大保町22番1号
	燕市分水公民館	燕市分水新町2丁目5番1号
	燕市立図書館	燕市白山町1丁目2番10号
	燕市立吉田図書館	燕市吉田大保町22番1号
	燕市立分水図書館	燕市分水新町2丁目5番1号
加茂市	加茂市陸上競技場	加茂市大字狭口甲1057番地1
	加茂市温水プール	加茂市神明町1丁目10番1号
	加茂市川西野球場	加茂市大字加茂新田3173番地
	加茂市七谷野球場	加茂市大字長谷657番地
	加茂市庭球場	加茂市大字狭口甲1159番地3
	加茂市下条体育センター	加茂市中村6番14号
	加茂市サッカー場	加茂市大字加茂新田5062番地
	加茂市市民体育館	加茂市大字加茂229番地1
	加茂勤労者体育センター	加茂市大字狭口甲1082番地4
	加茂文化会館	加茂市幸町2丁目3番5号
	加茂市公民館	加茂市大字加茂229番地1
	加茂市立図書館	加茂市神明町2丁目6番29号
田上町	田上町民体育館	田上町大字原ヶ崎新田2700番地
	田上町営羽生田野球場	田上町大字羽生田乙912番地
	田上町総合公園YOU・遊ランド	田上町大字羽生田乙851番地6
	田上町交流会館	田上町大字原ヶ崎新田3072番地1
	田上町地域学習センター	田上町大字吉田新田丁242番地2

弥彦村	弥彦体育館	弥彦村大字上泉1753番地 1
	サン・ビレッジ弥彦	弥彦村大字麓3134番地 3
	村民総合運動場	弥彦村大字矢作4877番地
	大戸企業団地多目的運動広場	弥彦村大字大戸635番地 4
	弥彦村総合コミュニティセンター	弥彦村大字上泉1753番地
	弥彦村図書館	弥彦村大字矢作402番地
新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合	新潟県三条・燕総合グラウンド	三条市上須頃地内

報第 1 号

専 決 処 分 報 告 に つ い て

生活困窮世帯食料品購入費助成金及び物価高対応子育て応援手当の支給に要する経費の執行が急を要するため、令和7年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和 7 年度三条市一般会計補正予算

令和 7 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 283,896 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,780,539 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 8 年 1 月 14 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 7,916,888	千円 283,896	千円 8,200,784
	2 国庫補助金	2,616,109	283,896	2,900,005
歳 入 合 計		56,496,643	283,896	56,780,539

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 17,416,397	千円 283,896	千円 17,700,293
	1 社会福祉費	7,705,177	37,500	7,742,677
	2 児童福祉費	8,677,359	246,396	8,923,755
歳 出 合 計		56,496,643	283,896	56,780,539

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	千円 26,525

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	7,916,888	283,896	8,200,784
歳入合計	56,496,643	283,896	56,780,539

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	17,416,397	283,896	17,700,293
歳 出 合 計	56,496,643	283,896	56,780,539

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円 283,896	千円	千円	千円
283,896			

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金（補正額 283,896千円：補正後の額 8,200,784千円）

2 項 国庫補助金（補正額 283,896千円：補正後の額 2,900,005千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	683,047	37,500	720,547
2 民生費国庫補助金	571,040	246,396	817,436
計	2,616,109	283,896	2,900,005

節		説明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	千円 37,500	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	千円 37,500
2 児童福祉費補助金	246,396	物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金	242,740 3,656

1 5 款 国庫支出金

3 歳 出

3 款 民生費（補正額 283,896千円：補正後の額 17,700,293千円）

1 項 社会福祉費（補正額 37,500千円：補正後の額 7,742,677千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 1,432,409	千円 37,500	千円 1,469,909	千円 37,500 国庫支出金 37,500	千円	千円	千円
計	7,705,177	37,500	7,742,677	37,500			

3 款 民生費（補正額 283,896千円：補正後の額 17,700,293千円）

2 項 児童福祉費（補正額 246,396千円：補正後の額 8,923,755千円）

1 児童福祉総務費	688,783	246,396	935,179	246,396 国庫支出金 246,396			
計	8,677,359	246,396	8,923,755	246,396			

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 37,500	126 生活困窮世帯食料品購入費助成事業費（福祉課）	千円 37,500
		18 生活困窮世帯食料品購入費助成金	37,500

10 需用費	500	095 物価高対応子育て応援手当支給事業費（子育て支援課）…	246,396
11 役務費	1,552	10 消耗品費	500
12 委託料	1,604	11 通信料	672
		11 手数料	880
18 負担金、補助 及び交付金	242,740	12 物価高対応子育て応援手当支給事務補助業務委託料	1,604
		18 物価高対応子育て応援手当	242,740

専 決 処 分 報 告 に つ い て

衆議院議員総選挙（最高裁判所裁判官国民審査を含む。）に係る経費の執行が急を要するため、令和7年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和 7 年度三条市一般会計補正予算

令和 7 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 45,123 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,825,662 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 8 年 1 月 23 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		千円 3,263,332	千円 45,123	千円 3,308,455
	3 委託金	113,842	45,123	158,965
歳 入 合 計		56,780,539	45,123	56,825,662

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 10,204,699	千円 45,123	千円 10,249,822
	4 選挙費	68,217	45,123	113,340
歳 出 合 計		56,780,539	45,123	56,825,662

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16 県支出金	3,263,332	45,123	3,308,455
歳入合計	56,780,539	45,123	56,825,662

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	10,204,699	45,123	10,249,822
歳 出 合 計	56,780,539	45,123	56,825,662

補正額の財源内訳			
特 定	財源		一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円 45,123	千円	千円	千円
45,123			

2 歳 入

1 6 款 県支出金（補正額 45,123千円：補正後の額 3,308,455千円）
 3 項 委託金（補正額 45,123千円：補正後の額 158,965千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	千円 86,744	千円 45,123	千円 131,867
計	113,842	45,123	158,965

節		説	明
区 分	金 額		
3 選挙費委託金	千円 45,123	衆議院議員選挙費委託金	千円 45,123

3 歳 出

2 款 総務費（補正額 45,123千円：補正後の額 10,249,822千円）

4 項 選挙費（補正額 45,123千円：補正後の額 113,340千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 衆議院議員 選挙費	千円	千円 45,123	千円 45,123	千円 45,123 県支出金 45,123	千円	千円	千円
計	68,217	45,123	113,340	45,123			

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	6,901	010 職員人件費（人事課）	21,117
		1 一般任用職員報酬	1,270
3 職員手当等	19,847	3 時間外勤務手当	19,547
		3 管理職員特別勤務手当	300
7 報償費	10	020 衆議院議員選挙費（選挙管理委員会事務局）	24,006
		1 期日前投票所投票管理者報酬	425
8 旅費	609	1 期日前投票所投票立会人報酬	724
		1 投票所投票管理者報酬	738
10 需用費	3,875	1 投票所投票立会人報酬	1,261
		1 開票管理者報酬	13
11 役務費	5,997	1 開票立会人報酬	152
		1 パートタイム職員報酬	2,318
12 委託料	6,666	7 点字投票鑑定人報償金	10
		8 費用弁償	608
13 使用料及び賃借料	827	8 普通旅費	1
		10 消耗品費	2,530
		10 燃料費	500
15 原材料費	50	10 食糧費	54
		10 印刷製本費	780
17 備品購入費	341	10 器具修繕料	11
		11 電話使用料	50
		11 通信料	3,524
		11 手数料	2,349
		11 損害保険料	74
		12 ポスター掲示場設置等委託料	5,464
		12 電話交換業務委託料	52
		12 運搬業務委託料	650
		12 帳票作成業務委託料	500
		13 施設使用料	112
		13 器具借上料	165
		13 自動車借上料	550
		15 工事材料費	50
		17 庁用器具費	341

2 款 総務費

報第 3 号

専 決 処 分 報 告 に つ い て

今冬の降雪に係る除排雪経費の執行が急を要するため、令和7年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和8年3月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和 7 年度三条市一般会計補正予算

令和 7 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 655,544 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57,481,206 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 8 年 2 月 13 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 11,786,321	千円 639,835	千円 12,426,156
	1 地方交付税	11,786,321	639,835	12,426,156
19 繰入金		6,648,446	15,709	6,664,155
	2 基金繰入金	6,588,930	15,709	6,604,639
歳 入 合 計		56,825,662	655,544	57,481,206

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 6,197,034	千円 655,544	千円 6,852,578
	2 道路橋梁費	2,493,067	655,544	3,148,611
歳 出 合 計		56,825,662	655,544	57,481,206

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	11,786,321	639,835	12,426,156
19 繰入金	6,648,446	15,709	6,664,155
歳入合計	56,825,662	655,544	57,481,206

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
8 土木費	6,197,034	655,544	6,852,578
歳 出 合 計	56,825,662	655,544	57,481,206

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
特 国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			655,544
			655,544

2 歳 入

1 1 款 地方交付税（補正額 639,835千円：補正後の額 12,426,156千円）

1 項 地方交付税（補正額 639,835千円：補正後の額 12,426,156千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	11,786,321	639,835	12,426,156
計	11,786,321	639,835	12,426,156

1 9 款 繰入金（補正額 15,709千円：補正後の額 6,664,155千円）

2 項 基金繰入金（補正額 15,709千円：補正後の額 6,604,639千円）

1 財政調整基金繰入金	6,256,292	15,709	6,272,001
計	6,588,930	15,709	6,604,639

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 639,835	普通交付税	千円 639,835

1 財政調整基金 繰入金	15,709	財政調整基金繰入金	15,709

1 1 款 地方交付税 1 9 款 繰入金

3 歳 出

8 款 土木費（補正額 655,544千円：補正後の額 6,852,578千円）

2 項 道路橋梁費（補正額 655,544千円：補正後の額 3,148,611千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 雪害防除費	千円 834,616	千円 655,544	千円 1,490,160	千円	千円	千円	千円 655,544
計	2,493,067	655,544	3,148,611				655,544

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
3 職員手当等	5,544	010 職員人件費（人事課）	5,544
		3 時間外勤務手当	5,544
10 需用費	15,000	020 除雪業務費（建設課）	650,000
		10 消耗品費	15,000
12 委託料	635,000	12 除雪委託料	635,000

8 款 土木費